

# 控室

## 首都圏大学非常勤講師組合

東京公務公共一般労働組合 大学非常勤講師分会  
 TEL 090-9381-0599  
 URL: <http://hijokin.web.fc2.com/>  
 e-mail: [union\\_daigaku\\_hi\\_joukin@yahoo.co.jp](mailto:union_daigaku_hi_joukin@yahoo.co.jp)

〒170-0005 東京都豊島区  
 南大塚 2-33-10  
 東京労働会館 5F  
 郵便振替口座  
 00140-9-157425  
 大学非常勤講師分会

### 本号の主な内容

- ◆ 不利益取扱・不誠実団交・支配介入 河合塾ユニオンからの報告(4面)

## 首都圏大学非常勤講師組合 第22回総会報告

### 2016年度活動報告・2017年度活動方針

去る4月2日、首都圏大学非常勤講師組合の第22回総会が法政大学市ヶ谷キャンパス、ボアソナードタワー25階で開かれました。例年通り、関西圏大学非常勤講師組合から来賓のご出席をいただいたほか、東海圏大学非常勤講師組合、大学等非常勤講師ユニオン沖縄、東北非正規教職員組合など各地の非常勤講師組合、また衆議院議員の大平喜信氏(日本共産党)からもお祝いのメッセージを頂戴しました。

\*\*\*\*\*

#### 〔1〕最近の社会情勢

- (1) 人手不足の深刻化により 360 万人の無期転換に追い風が吹き始めた。
- (2) 非正規労働者の賃金が上昇する傾向。
- (3) 同一労働同一賃金の課題が浮上。
- (4) 政府内で 2035 年までにすべての労働者を業務委託化することが公言され始めた。
- (5) 奨学金問題の深刻さが認識され、給付制奨学金の導入など一定の前進。

主要な大学で非常勤講師の無期転換を認めさせた。

- ②東北大、山形大、東大、東工大、千葉大、長崎外大などで非常勤職員の無期転換を要求。

このうち、長崎外大は無期転換を認めクーリングを撤回し、山形大・千葉大は、大半の非常勤職員の5年越えを認めたが、東北大、東大、東工大は、いずれも限定正職員制度を新設し、一部を選抜登用し、残りの非常勤職員を雇い止めにする事を諦めていない。

この闘いの中で、全大教、東北大職組、山形大職組、東工大職組、千葉大ユニオン、芸大職組、東大職組、長崎大職組などの専任の教職員組合との協力関係が形成された。とりわけ、東大職組との共闘は重要。

#### 〔2〕この1年間の成果

- (1) 非正規教職員の無期転換問題での前進
  - ①法政、中央、東北大、千葉大など

**(2) 業務委託問題**

東大、JTB専門学校などで非常勤講師の労働者性を認めさせた。河合塾では、非常勤講師の労働者性を愛労委が認定した。藝大に関しては、都労委で争っている。

③ 白百合の最大 39%賃下げとの闘いが継続中。

④ 明治大学と賃上げ交渉(講義の負担増に見合った賃上げ要求)

⑤ Hさんの病休問題で、数校が支払いに応じた。

**(3) 河合塾ユニオンの勝利**

S書記長を職場に復帰させるよう命じられたが、河合塾は応じず、中央労働委員会へ。

**(6) 奨学金問題**

4月30日、早稲田大学で奨学金問題のシンポジウム開催。議員も駆けつけ、300名参加。

**(4) 雇い止め・コマ減問題**

① 東京国際9名の雇い止め問題は和解で解決。

② 國學院大量雇い止め計画を阻止し、一人2コマ確保。

③ 駒沢雇い止め撤回

④ 聖心雇い止め撤回。

⑤ 早稲田政経雇止めは雇用継続の見込み。

⑥ 明治Wさんはコマ一部回復。

⑦ 順天堂・筑波学院の雇止めは和解。

※早稲田ソリューションのSさんの雇止めは交渉中。

※首都大コマ減問題は、都労委に救済申し立て中。

※成徳短大・東京女子医大などは未解決。明治Kさん・Fさん、奥羽大・東洋英和大などは、雇い止めを阻止できず。

**(5) 待遇改善の闘い**

① 早稲田非常勤インストラクターの大幅賃上げを実現した(2年間で30%程度賃上げ)

② 早稲田エクステンションセンターの大幅賃下げを阻止した。

**[3] 闘いの方針****(1) 5年上限との闘い**

非常勤職員の大量雇い止めが問題になっている国立の86大学は、全ての都道府県に存在し、地方では代表的な大規模事業所でもある。例えば、当組合が他の組合と共に交渉している東北大の約3000人が無期転換すれば、東北全体の非正規労働者の無期転換が一気に進む。また、当組合にすでに5名が加入して闘う準備を進めている長崎大は、三菱重工に次ぎ県内第二位の大規模事業所である。長崎大で無期転換が認められれば、長崎県の非正規労働者全体の無期転換が進む。

とりわけ、国立大学の司令塔ともいべき東大の動向は全体に大きな影響を与える。当組合との3.29交渉で東大当局はまだ5年上限・6ヶ月クーリングを撤回していないが、東大職組と当組合の協力関係が築かれつつあり、もし東大が無期転換を認めれば、全国の国立大学が無期転換する流れが確立する。全国の国立大学が無期転換すれば、無期転換の対象になっている日本国内360万人の長期有期雇用労働者全体が無期転換しやすくなる。

そうならば、360万の無期転換がダムの決壊のように残りの有期雇用を押し流すことも期待できる。

日本の非正規労働者の運命は、この1年間の闘いにかかっている。非常勤講師組合が孤立して闘っていた4年前とは様変わりしている。特に近年は全大教などの専任教職員組合や各地の県労連との共闘が広がり始めた。政治においても、当初から応援してくれた共産党や沖縄選出の糸数議員だけでなく、社民党、民進党、自由党などの野党及び自民党の一部まで応援してくれる状況になっている。ただし無期転換の大雪崩の後には、待遇改善の大闘争が控えている。無期転換の闘いは、そのまま大幅賃上げ(最低時給1500円・均等待遇)の闘いにスライドする。

## (2) 業務委託(個人委託・子会社などによる偽装請負)との闘い

政府財界の一部には、2035年までに全員を個人委託にする構想がある。これは、生存権の中核をなす勤労の権利が否定される由々しき問題である。非常勤講師の労働者性を認めさせることは、この前哨戦で勝利することになり、全労働者に影響する。すでに、東大が非常勤講師の労働者性を認めた。これによって、東大の模倣に過ぎない藝大や東工大は、はしごを外された状態といってよい。今後はまず大学教員の個人委託を一掃し、さらに子会社などの偽装請負による教育も問題にしていく。当面、少なくとも講義や成績評価を担当している教員は、直接雇用へに転換させていく。

## (3) 待遇改善の闘い

白百合の最大39%賃下げをあらゆる

手段を使って阻止する。

大手の私立大学では、早稲田大学並みに、まず1コマ月4万円の引き上げを直近の目標とする。東大は、すでにパート労働法に基づく均等待遇を認めているので、専任教員の水準を考慮した賃金に改善させる。それらを進めながら、各大学の賃上げを具体的に求めていく。

## (4) 奨学金問題

当面、岩波書店からの奨学金・経済的徴兵制に関するブックレット(シンポジウムの記録)の出版計画について協力する。

## (5) 本格的なアンケート活動と組合員拡大

2017年度の組合活動の展開上の位置づけとしては、①2018年度からの無期契約転換権の行使、②無期契約化を踏まえた講師給引き上げや賞与の支給・私学共済年金等への加入など、非常勤講師の処遇の抜本的な改善へ向けた本格的な運動を展開していくための条件整備の時期とすることができる。その観点から言えば、「非常勤講師アンケート」を大規模に実施することが必要ではないか。

非常勤講師組合の存在感が大きくなっている現状では、首都圏の主要大学で専業非常勤講師の過半数を上回るレベルのアンケート集計も十分可能であろう。そのような規模でアンケートを集計できれば、首都圏の職種別労働組合として、各大学に対し、非常勤講師代表として処遇改善を求めていく状況を作り出すことが可能となる。さらに私大連盟などと職種別協約を締結し、3万円以下の講師給を無くし、首都圏の主要大学全体で、早稲

田大学(外国人講師給)並みの4万円レベルの実現をめざす構図も夢ではない。

各大学に対して、顕名をせずとも団交に応じさせるためにも、首都圏全体で3000枚以上を回収する目標でアンケートに取り組む。例えば早稲田大学1000、明大・日大各500、その他の執行委員のいる拠点大学あわせて1000を目標にして、それ以外にもネット上で拡散し広報する。アンケート協力を通じて、組合と新たに繋がった非常勤講師にも加入を促し、また、「年度中に組合に加入して、来年度当初に直ちに無期契約転換権を行使しよう」というキャンペーンを張りながら、2017年度に1000名を超える非常勤講師組合を構築する。さらに、2018年4月1日以降の無期転換の集団申込運動の中で2000名を達成する。

#### 〔4〕組織の構築

この1年間は、当組合の影響力は飛躍的に強まり、団体交渉では多数の成果をあげた。しかし急速な団交の拡大により、

\*\*\*\*\*

2016年度活動報告と会計報告、2017年度活動方針と予算案が採択された後、本年度の執行委員を選出し、閉会后、近くの居酒屋で懇親会が行われました。

組合通信の発行、機関紙『控室』など広報の実務面で十分な体制を確立できなかった。

#### (1) 事務局体制の抜本的強化

- ① 元書記長のSさんの復帰などの人材配置によって、情報管理・発信などの事務局機能を抜本的に強化する。
- ② 『控室』の定期発行
- ③ 毎月の組合通信の発行

#### (2) 組合事務所問題

三役会議や事務作業の場所は確保(当面月1万円の経費のみ)。執行委員会の開催場所については、法政大学が無料で会議室を貸し出してくれるので、それを積極的に利用する。

#### (3) 財政問題

当面、無期転換の闘争に少なくとも1000万円ほど必要と考えられるので、積極的な募金活動に取り組む。分会への自動引き落とし化を進める。

**不利益取扱・不誠実団交・支配介入**

**心を寄せて下さる皆様、ならびに組合の皆様へのご報告**

首都圏大学非常勤講師組合分会・  
河合塾ユニオン書記長 佐々木信吾

【1】御礼ならびに争議の概要報告  
標題は労組法7条1・2・3号に反する

として2016年8月30日付で愛知県労働委員会が学校法人河合塾に対して出した

行政命令上の3つの認定内容を指すものです。河合塾は労組・河合塾ユニオンに対して不当労働行為意思を有した法人であると厳しく認定されたのです。

現在はその上級審にあたる厚労省管轄の中央労働委員会において再審査が進行しています。中労委の結果次第では、行政取消訴訟として東京地裁・高裁・最高裁まで及ぶ可能性もあります。

訳あって、現在、全国にいる河合塾ユニオンの組合員の大半はなかなか公然化(組合員だと経営側に通知すること)できずにおります。そこでこれまで、ビラ配り・証人尋問での傍聴・署名運動等では、首都圏組合からだけではなく、多くの皆様から多大なるお力添えを頂いて参りました。カンパも頂いております。何にも先んじて、皆様に心から御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

特に、愛労委向けの署名の効果は驚くべきものでした。まさかこれほどとは。

今回は中労委向けの署名用紙を同封させていただきます。再度お力添えを頂戴したくお願い申し上げます。返送は同封の緑の封筒で河合塾ユニオン委員長の竹中宛にお送り下されれば幸いです。重ねて図々しいお願いですが、切手はカンパでお願いできたら助かります。( >\_< )

以下、個別の点につき皆様にご報告差し上げますが、この記事はネット上にも掲載されるため、いずれかの個人や組織にチェックされ、スラップ訴訟等の対象にされるおそれがあります。一部、歯切れの悪い表現しか使えない箇所もありますがお許し下さい。自主規制こそ危険だとは承知していますが。

## 【2】 争議に至るまでの経過

(1) 組合結成当時、河合塾の団交は、以下の状況が少なからず見られました。

① 組合の求めに応じず、「必要ないと判断した」等で処理する。

② 経営理論を延々と主張し、「はい。時間です」と帰ってゆく。

③ 組会との確認事項を、あとで「こちらが本当の見解です」と文書で覆す。

④ 理事職は一度も出席せず、謎の労務屋が登場し、組合員名簿を再三要求する。

(2) 2010年の組合結成直後に塾内に(組合でない)任意団体が作られました。

人事権のある人物らが幹事に連なり、「河合塾ユニオンに抗議する声明」を作成。関係する講師一人一人を訪問し、記名での賛同を求めたのです。理事会側の意向を「忖度して」行動している疑いは濃厚なのですが、立証はなかなか困難です。組合への加入にブレーキがかかり迷惑千万ですが、結社の自由は彼らにも保障されねばなりません。うーん。

(3) そうした中、福岡の化学科・前田由紀子組合員に対し河合塾の面談担当者は「組合がなんと言ってくる受けて立つ」と宣言した上で、授業アンケートを理由に雇い止めに追い込みました。講義出席者は30名弱ですが、アンケートに記入した回答総数はなぜか67名となっていました。

(4) これらについて2012年8月に河合塾の本部がある愛知県の労働委員会に不当労働行為救済申立書を提出したのですが、審査継続中の翌2013年秋、今度は私に対する契約非締結通知が河合塾から郵送されてきました。

この年は改正労働契約法18条が定めた5年無期転換権に関し早大の対応が問

題となったのですが、河合塾の現場の半数を占める有期職員には「労働契約法が改正されたせいで皆さんをクビにしなければならなくなった」という法の趣旨に逆行した説明が上司らからなされたとの情報が入りました。当事者の方々から私の元にも相談が多数ありました。

私は組合活動の一環として、厚労省が作成した労契法の解説リーフレットをよく知る職員さん数人に袋に入れて手渡したのですが・・・

そのことを理由に、私は24年勤務した河合塾をクビになりました。

かえすがえす残念なのは、10年20年と勤務した人も含め、有期契約職員さん百数十名以上が翌春本当に雇い止めされてしまったことです。多くは女性なのですが、「辞めるか、正規職員採用試験を受けるかのどちらか選べ」と迫られ、多くが試験に向かい・・・数名しか合格しませんでした。

このような乱暴なことを阻止できなかったことは組合の力の無さの裏返しでもあり、今でも残念でなりません。当初は組合外にも「(そんなに大勢切ったら)現場が回らなくなるぞ」「受験相談の担当者が消えるのだから生徒も被害者だ」「長年の貢献者達に石持て追うようなことをするな」という講師が多数いましたが、組合役員の私が雇い止めになるという情報は一気に広まり、怒りの声はこちらの耳にも届かなくなりました。

《労働運動は結局のところ力勝負という側面もあり、日頃から団結しておかないと、一気に鉈を振り下ろす相手には間に合わない》というのが高い代償を払って得た苦い教訓です。

私自身は河合塾から一度も本人聴取を

受けないまま契約非締結通知を受けたのですが、河合塾の対応について組合が団交を申し入れたところ、「(佐々木は)業務委託講師なので、労働者ではなく、労働法の保護は無い。契約非締結は自由であり、それを議題とした団交には応じられない。」と団交拒否され、仕方ないので組合は愛労委に追加申立をして、この度の復職命令に至った次第です。

### 【3】初審命令が出てから

愛労委は、私のような業務委託契約講師の労働者性を認め

①職場復帰(原状回復)

②この間の賃金の支払い

③今後このような不当労働行為を繰り返さないと表明する文書を組合に交付すること。等を命じました。

これに関し、河合塾経営陣は「中央労働委員会へ再審査請求を行いました。したがって、不当労働行為を繰り返さない旨の文書の交付は行いません」などとして命令の履行を拒否しました。しかも、中労委への書面には「労働委員会が有しない権限を行使するものであって不適法である」とまで書いてありました。

労働組合法27条15には「使用者は・・・中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる。ただし、この申立ては、救済命令等の効力を停止せず・・・」と定められており、初審命令の履行は免れないのですが、それも無視してきました。

### 【4】今回の行政命令の意義

(1)労働組合の組合員は簡単に切れないことが証明された。

(2)書面上、業務委託契約を結ぶ講師の労働者性が明確に認定された。

(3) 労組法を主に判断する労働委員会でも、契約更新の期待権が認定された。

この(2)と(3)が同時に認められ、書面上、業務委託契約を結ぶ講師にも契約更新の合理的期待があると認定されたことは、有期契約に過度に依存する日本の教育界全体にとって有意義な判断事例となるはずです。

## 【5】得られた教訓

(1) 労組に入ったら、可能な限り公然化し、団交にも出た方がよい。

憲法 28 条は「団体交渉」という語を用いてその権利を確認しています。労働委員会では、企業(大学)が不利益変更を組合員に与えた時点で「組合員と知っていたかどうか」を大きな判断材料にしているようです。そして、知っていた上で「やらかし」たなら、企業は不当労働行為意思を「推認」されてしまう可能性が高くなります。これを組合員の立場から考えると、公然化しておくことはいざというときの反撃の拠点にもなり、使用者への牽制にもなるのです。

また、私の場合は河合塾との団交にほぼ毎回出席し、発言していることが救済理由の一つとして挙げられていました。つまり、組合の団交権を保障するために、その出席者である私の復職を認めた側面もあるのではないかと思います。

不利益を与えた時点で「組合員と知っていたかどうか」が問題になる以上、「トラブルが生じる前に組合に入っておいた方が有利」であることは、もちろんみなさん、よくご存じでしょう。けれどその効果は、公然化しないと充分には発揮されません。

河合塾ユニオンでも、組合攻撃に直接

さらされるかもしれない恐怖や、周囲に不必要に対立関係を生じさせたくない、目先のコマに恋々としていると思われたくない、などの思いからか、公然化に踏み切れない組合員が多くおります。確かにリスクもある中で、公然化する、しない、は重い決断でしょう。それでも私はここで改めて、河合塾ユニオン内部も含めてみなさんに「労組に入ったら、可能な限り公然化し、団交にも出た方がよい」と呼びかけたいと思います。

(2) 労務資料は全て保管を

河合塾は私を「労働者ではない」として法的保護が適用されないことを主張してきました。この議論が始まるとそれだけで膨大な時間がかかってしまい、「なぜ早く雇止め理由そのものの検証に入らないのだろう」とイライラした記憶があります。

幸い、ここは突破できたのですが、これは契約書だけでなく、自宅に保存してあった各種書類が証拠として採用されたことが大きかったです。

労働者性の規定は労組法(一番マトが広い)・労契法・労基法と3種あり、あとの2つはほぼ同一なのですが、いずれにおいても大事なのは【労務の対価】と【指揮命令】の2点であり、契約の名称でなく実態で判断されます。

従って、契約書・給与明細・源泉徴収票・時間割(場所と時間の指定)等が残っていて、コマ数・時間数に比例して報酬が支払われていることが示されたら大変結構です。また、いろいろな連絡事項の文書・シラバスも全て指揮命令の一環となります。お節介ながら、是非とも捨てずに保管されることをお勧めしたいです。

**【6】 今後への課題**

塾・予備校という世界は、如何にキレイ事を言っても、生徒の受験への不安、あるいは教職員の失業への不安を利用して収益を生むという側面があります。だから期待権やら雇用の安定やらは邪魔であり、まして労組なんてトンデモナイのでしょう。事実、この業界では長期間育ち続ける組合はなかなか生まれにくいようです。その意味では、初審で一部とはいえ勝ったことは、河合塾だけでなく業界全体に大きな波紋を拡げたはずであり、ここは胸を張りたいです。

私自身についてもよく聞かれるのですが、皆で勝つという目標があるぶん充実している反面、不安無しだと言えば嘘になります。河合塾一本でしたから、生活を破壊されたのは事実です。深夜に「いい年こいて、今後どうなるか」を考え始めると、堂々巡りしてしまうこともあります。もっと正直に言えば、初審で一部とはい

え勝ってから、精神的にはむしろキツクなった面さえあります。守りに入ってはダメだと分かっているのですが・・・

そのようなとき、「不断にたたかうことによってしか人権は守れない」との早大名誉教授の佐藤昭夫先生のお言葉がひとしお身に染みることとなります。はじめは十分に理解できませんでしたが、その意味深長さを先生がご逝去されてからか噛み締めています。

ともあれ河合塾の不当労働行為意思是初審で認定され、まず一つ目は獲得しました。しかし、役員だけが救済されても意味がありません。今後は勝った部分を足がかりに福岡の前田由紀子組合員の復職命令を取りに行くことを大目標として争議を継続して参ります。引き続き、皆様のご支援を切にお願い申し上げます。

## クリップボード

**(1) 『控室』原稿を募集します**

組合員であるか否かを問わず随時原稿を受けつけています。掲載段階での匿名はかまいませんが、連絡先は明記してください。原稿は題字横のメールアドレスまでお送りください。短い記事や通信は送信者に断りなく、匿名で掲載する場合があります。

**(2) 『控室』を配布して下さる方を探しています**

勤務先のメールボックスなどに『控室』を配布して下さる方を探しています。お志のおありの方はぜひ組合本部までご

連絡ください。講師控室に直送も可。

[編集後記]4年ぶりに今年度また編集を担当することになりました。よろしくお願ひします。休んでいる間に少しは「充電」されたのなら、いいのですが、その点に関してはあまり自信がありません。少なくともパソコンの操作技能に関しては全く進歩していません。国権の最高機関であるような無法なことが行なわれるようでは、労働の現場で何がおこるか知れたものではありません。『控室』がそれに対する歯止めとして機能していけるように微力ながら努力したいと思います(行)